

2025年2月4日

各位

会社名 株式会社テクノスジャパン
代表者名 代表取締役社長 吉岡 隆
(コード番号: 3666 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 小林 希与志
(電話番号: 03-3374-1212)
会社名 シー・シックス・エイト株式会社
代表者名 代表取締役 野呂瀬 和樹

**シー・シックス・エイト株式会社による株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

シー・シックス・エイト株式会社は、2025年2月4日、株式会社テクノスジャパンの株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、シー・シックス・エイト株式会社（公開買付者）が、株式会社テクノスジャパン（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年2月4日付「株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年2月4日

各 位

会 社 名 シー・シックス・エイト株式会社
代 表 者 名 代表取締役 野呂瀬 和樹

株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

シー・シックス・エイト株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、アント・キャピタル・パートナーズ株式会社（以下「アント・キャピタル・パートナーズ」といいます。）が無限責任組合員として運営を行う投資ファンドであるアント・カタライザー 6 号投資事業有限責任組合により議決権の全てを所有されているシー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社が発行済株式の全てを直接に所有する法人であり、対象者の普通株式の全てを所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として 2024 年 12 月 27 日に設立された株式会社です。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を 100 株所有しております。

アント・キャピタル・パートナーズは 2000 年に設立された投資会社であり、プライベート・エクイティ投資（バイアウト）業界の草創期から投資活動を行っており、過去 24 年間で製造業、小売業、サービス業、情報通信業など多種多様な業種・業態の 50 社超へのバイアウト投資及び投資後の経営支援を実行しております。主な投資実績としては、株式会社本間ゴルフ、株式会社麦の穂ホールディングス、バリオセキュア・ネットワークス株式会社（バリオセキュア株式会社）、株式会社 Casa、株式会社ムーンスター、株式会社壮関、株式会社アロスワングループ、株式会社アントレ、株式会社アミノ、株式会社ヴィ・エス・テクノロジー、株式会社 APEX、ソフトブレン株式会社、株式会社羅針、SOMPO オークス株式会社（現オークスモビリティ株式会社）等が挙げられます。具体的な経営支援のメニューは多岐にわたりますが、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、役職員と同じ目線で投資先の経営に自ら参画することで、経営改善・成長戦略を実行し、投資先会社の企業価値の向上を実現した実績を有しております。

今般、公開買付者は、本日、対象者を完全子会社化することを目的として、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得するための一連の取引の一環として、本公開買付けを 2025 年 2 月 5 日から開始することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 2 月 4 日付で、対象者の筆頭株主であるアセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド（Asset Value Investors Limited）（以下「AVI」といいます。）との間で、AVI 又は AVI が運用業務を受託する AVI Japan Opportunity Trust Plc 及び AVI Japanese Special Situations

Fund が所有する対象者株式（所有株式：2,067,400 株、所有割合（注）：10.69%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、対象者の第2位株主である徳平正憲氏（以下「徳平氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式（所有株式：1,968,000 株、所有割合：10.18%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、対象者の第3位株主である株式会社 NS（以下、AVI 及び徳平氏と総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、その所有する対象者株式（所有株式：912,000 株、所有割合：4.72%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、それぞれ締結し、各応募予定株主が所有する対象者株式の全て（合計所有株式：4,947,400 株、所有割合の合計：25.58%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

（注）所有割合とは、対象者が2025年2月4日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日時点の発行済株式総数（20,400,000 株）から、対象者決算短信に記載された2024年12月31日時点の対象者が所有する自己株式数（1,067,435 株）を控除した株式数（19,332,565 株）に、対象者から2024年12月31日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（32 個）の目的となる対象者株式の数（6,400 株）を加算した株式数（19,338,965 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（1）対象者の名称

株式会社テクノスジャパン

（2）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

2016年8月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年9月3日から2046年9月2日まで）

（3）買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金1,155円

② 本新株予約権 1個につき金1円

（4）買付け等の期間

2025年2月5日（水曜日）から2025年3月21日（金曜日）まで（30営業日）

（5）決済の開始日

2025年3月28日（金曜日）

（6）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
19,338,865 株	12,892,500 株	—

（7）公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年2月5日に提出する公開買

付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

・本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式（対象者株式）及び新株予約権（本新株予約権）を対象としています。本公開買付けは日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準とは必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

・公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b)の要件に従い、対象者株式及び本新株予約権を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なった者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

・本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者（affiliate）は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

・会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。